

京都市政策評価委員会設置要綱

(設置)

第1条 政策評価制度の公正な運用と向上を図るため、京都市行政活動及び外郭団体の経営の評価に関する条例第11条第1項に規定する委員会として、京都市政策評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 政策評価制度の充実に向けた提案
- (2) 政策評価の手法についての助言及び提案
- (3) 自己評価の方法及び実施過程への助言

(組織)

第3条 委員会は、委員7名以内をもって組織する。

2 委員のうち、2名以内の委員は公募により選出した者を、その他の委員は学識経験のある者その他市長が適当と認める者を、それぞれ市長が委嘱又は任命する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選により定め、副委員長は委員長が指名する。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

5 委員長及び副委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(招集及び議事)

第6条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員長は、会議の議長となる。

3 委員会は、委員長（委員長に事故があるときは、副委員長）及び委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、意見の陳述、説明その他の必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、総合企画局において行う。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、平成19年6月1日から実施する。

(経過措置)

- 2 第6条第1項の規定にかかわらず、最初の委員会は、市長が招集する。

(旧要綱の廃止)

- 3 京都市政策評価制度評議会設置要綱（以下「旧要綱」という。）は、廃止する。

(経過措置)

- 4 この要綱の施行の際、旧要綱に規定する委員である者は、この要綱の規定により委嘱されたものとみなす。この場合において、その者の任期は、この要綱の規定にかかわらず、平成20年3月31日までとする。